(設置の目的)

第1条 健康寿命延伸における医療・健康情報の統計分析を行い、健康寿命の延伸及び健康 経営の推進に係る施策を検討することを目的にプロジェクトチームを設置する。

(名称)

第2条 本プロジェクトチームの名称は、健康寿命延伸における医療・健康情報の統計分析 プロジェクトチーム(以下「プロジェクトチーム」という)とする。

(所掌事項)

- 第3条 プロジェクトチームは、第1条の目的達成のため、以下に掲げる事項について協議 を行う。
 - (1)健康寿命の延伸に関すること
 - (2)健康経営の推進に関すること
 - (3)その他目的達成のために必要な事項

(リーダー)

- 第4条 このプロジェクトチームのリーダーは、福祉保健部技監が務める。
- 2 プロジェクトチームの会議は、リーダーが招集し、リーダー又はリーダーが指名する 者がその議長となる。
- 3 リーダーが必要と認める場合は、会議に次条の組織以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(組織)

第5条 プロジェクトチームは、別紙で構成し、第3条の所掌事項に係る統計分析及び施 策の検討を行う。オブザーバー及び研究者には、必要に応じて、助言を求めることとす る。

(事務局)

第6条 プロジェクトチームの事務局は別紙のとおりとする。健康推進課は、健康寿命の延伸に関する福祉保健部内のとりまとめを行う。企画総務課(和歌山県データ利活用推進センター)は、プロジェクトチームの会議の開催及び全体のとりまとめを行う。

(設置期間)

第7条 プロジェクトチームの設置期間は令和4年3月31日までとする。

第8条 この要綱に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に関して必要な事項は、 その都度協議して定める。

附則

この要綱は、令和2年12月4日から施行する。

健康寿命延伸における医療・健康情報の統計分析プロジェクトチームの組織及び事務局

○メンバー

福祉保健部 技監

長寿社会課長寿社会班医務課医事調整班健康推進課健康対策班

国民健康保険課 国民健康保険班

企画総務課 データ利活用推進班

○オブザーバー

○研究者

滋賀大学データサイエンス教育研究センター 助教 和歌山県立医科大学医学部 教授 和歌山県データ利活用推進センター 顧問

○事務局

健康推進課 健康対策班

企画総務課 データ利活用推進班(和歌山県データ利活用推進センター)